

相続財産の分配

チェックリスト(特別受益)

- 相続分のないことの証明書
→次頁を参照
- 特別の利益とは、以下のいずれかに当てはまりますか
 - ・婚姻のための贈与
 - ・養子縁組のための贈与
 - ・生計の資本としての贈与
 - ・遺贈

相続分のないことの証明書

私は、生計の資本として被相続人から既に相続分以上の贈与を受けているので、被相続人の死亡による相続については、受けるべき相続分のないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

最後の住所 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
被相続人 ○ ○ ○ ○

住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
上記相続人 ○ ○ ○ ○ 印(実印)

(※添付書類 作成者の印鑑登録証明書)